

**令和3年度亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び亀岡市地域包括支援
センター運営協議会 会議録（概要版）
（第2回会議）**

1 日時

令和4年2月18日（木） 14：30～16：00

2 方法

Zoomを用いたWeb会議

3 会議次第

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会
 - ア 令和3年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定・指導について
 - イ 令和4年度亀岡市地域密着型サービス事業者の公募について
 - (2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会
 - ア 令和3年度指定介護予防支援委託状況について
 - イ 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について
- 3 協議事項
 - (1) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会
 - ア 亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について（第8期令和4年度版）
 - イ 基幹型センターについて
- 4 閉会

4 配布資料

- ・資料1 令和3年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定・指導について
- ・資料2 令和4年度亀岡市地域密着型サービス事業者の公募について
- ・資料3 令和3年度指定介護予防支援委託状況について
- ・資料4 令和3年度亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告書
- ・資料5 亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）（第8期 令和4年度版）
- ・資料6 基幹型センターについて

5 出席者（敬称略）

< 委員 >

構成区分	団体名他	氏名（敬称略）
①学識経験者	佛教大学 教授	おかざき ゆうじ 岡崎 祐司
①学識経験者	京都先端科学大学 特任教授	よしなか やすこ 吉中 康子
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市薬剤師会 代表	にしがみ のりこ 西上 敬子
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市歯科医師会 副会長	とおさか ゆたか 遠坂 豊
③介護保険サービス事業者及び居宅 介護支援事業者	亀岡市ケアマネジャー連絡会 会長	やまうち くにひこ 山内 邦彦
③介護保険サービス事業者及び居宅 介護支援事業者	亀岡市ヘルパー部会 会長	まつむら じゅんこ 松村 順子
④介護保険の被保険者及び 介護保険サービスの利用者	第1号被保険者	うへだ よしてる 上田 義照
④介護保険の被保険者及び 介護保険サービスの利用者	第2号被保険者 (亀岡市生活支援コーディネーター)	てらまち あきこ 寺町 亜希子
⑤その他本会で必要と認められる者	井上合同事務所 司法書士	うへだ くみこ 上田 具美子
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市老人クラブ連合会 副会長	いずた とうきちろう 伊豆田 藤吉郎
⑤その他本会で必要と認められる者	特定非営利活動法人 NPO 亀岡人権交流センター 事務局長	ともなが まや 友永 まや

<事務局>

- ・ 亀岡市 健康福祉部 高齢福祉課

<地域包括支援センター>

- ・ 亀岡地域包括支援センター
- ・ 南部地域包括支援センター
- ・ 中部地域包括支援センター
- ・ 西部地域包括支援センター
- ・ 川東地域包括支援センター
- ・ 篠地域包括支援センター
- ・ つつじヶ丘地域包括支援センター

6 主な会議内容

【開会】 <事務局>

【連絡事項】

(1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会

ア 令和3年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定・指導について

イ 令和4年度亀岡市地域密着型サービス事業者の公募について

・資料1・2について説明<事務局>

・質疑応答

<委員>

地域密着型サービス事業者の公募について準備を進めているということですが、事業者の選考については、ヒアリング等を充分に行っていただき、手順に従って粛々と進めていただくよう、お願いします。

<事務局>

承知いたしました。適切に行わせていただきます。

(2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

ア 令和3年度指定介護予防支援委託状況について

イ 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について

・資料3・4について説明<事務局>

・令和3年度上半期活動報告<南部地域包括支援センター>

上半期に活動しての所感ですが、令和2年度に続き、新型コロナウイルスに関連するところが大きかったです。

感染予防の徹底として、毎日の検温、マスク・ゴーグル着用、手指消毒等の従来の感染対策は勿論、早期のワクチン接種を進め、更なる感染予防に努めました。

訪問から電話対応への変更の御理解をいただきながら、可能な限り、接触を減らすように心がけました。また、総合相談等の訪問が必要なケースについては、コロナへの理解が進み、利用者と御家族のワクチン接種、玄関先での対応や換気マスクの着用等の協力を得ることも多く、感染予防に努めながら訪問をしました。

退院支援の場面では、入院期間中は御家族も面会されていない状況で、在宅復帰に対する不安は通常時より大きいと思われ、Webを活用しての対応も一部見られたものの、コロナ禍特有の調整の難しさがありました。

Web環境の普及と使用スキルの向上により、感染状況に合わせてWebを活用する機会が拡大し、地域ケア個別会議、各種会議、各種研修等は、可能な限り実施することができました。

Webやクラウド活用の促進で、業務手法を見直せるところも多くありました。また、非常時

に備えて在宅ワークできる可能性を広げる動きもありましたが、個人情報の取り扱いについて、慎重な検討を要する課題も出てきました。コロナ陽性者数減少期には、アフターコロナを意識した活動を行うことができました。

地域の状況に関連することでは、一時期は地域行事等の再開の兆しが見られましたが、感染力の強いデルタ株やオミクロン株の出現により、再度中止になってしまいました。地域団体と顔の見える環境の構築の取り組みが難しく、一進一退の状況でした。訪問調査も、今年度は郵送での対応となりました。更に感染力の強い株の出現や政治的判断の推移が不透明で、見通しを立てるのが難しい状況ではありますが、今後も社会情勢を注視し試行錯誤を重ねながら、活動を進めていく必要があると思われまます。

総合相談については、今年度は大きな件数の落ち込みも無く、例年通りで推移していました。様々な総合相談に対応するため、LGBTQ やジェンダー平等についての人権研修や、重層的支援体制整備事業に係る勉強会等に参加し、学びを深めました。

・ 質疑応答

<会長>

各地域包括支援センターから、一言ずつ上半期のポイントや課題に思ったことをお話しいただきたいです。

<亀岡地域包括支援センター>

昨年に引き続き、コロナ対応に苦慮しています。1月に入ってから感染者が爆発的に増えているので、常に、陽性者が身近にいる中で訪問している状況です。濃厚接触者にならないように感染対策をして、陽性者が出たら保健所と協議して対応しており、結構危機的な状況です。

前回会議（令和3年9月30日）で、リテラシーの問題でなかなか ICT が普及しないという話をしましたが、この半年程で、関係機関の皆さんが、すごく ICT 環境を整えてくれたという印象を持っています。ほとんどの会議等を Zoom や Web を使って済ませているので、世の中全体が随分慣れてきていると感じています。

地域との関わりが希薄になりつつあるので、当センターでは民生委員さんにアンケートを送って困っていることを抽出したりして、地域の方と縁が途切れないよう活動をしています。暗中模索のところもありますが、できるだけことはさせていただいています。

<会長>

ICT 活用が進んでいるというのは、利用者とのやりとりのことですか。高齢者が自宅で Wi-Fi を活用されているということでしょうか。

<亀岡地域包括支援センター>

ICT の普及というのは、関係機関についてです。

<中部地域包括支援センター>

当センターは今年度からの新設なので、まずは顔が見える関係の構築のため、できるだけ地域に出たいと考えていたのですが、コロナ禍で難しかったです。感染が落ち着いた時に、地域の民生委員児童委員協議会に出席して、一定の関わりは作れたと思っているのですが、できれば、もう少し活動したかったです。ICT活用については、関係機関とのやり取りはできていましたが、地域の方との総合相談は対面で行っていて、今後どうするかが課題です。地域との関わりがやや希薄ですが、センターの活動をFacebook等のSNSで周知しています。まだまだコロナ禍が続くということで、来年度は介護予防体操や手紙での啓発等、地域の方にできる限り健康でいていただけるような取り組みをしようか考えているところです。

<西部地域包括支援センター>

当センターも、コロナ禍で地域に出向く機会や回数が減っています。当圏域は山間部も含み、通院や買い物に関して高齢者が生活の問題を抱えているということで、畑野町や宮前町は地域で、移送の問題について前向きに頑張っておられます。地域に出向けない分、迅速に対応できるように、上半期も感染予防の対策を充分に行いながら、毎年恒例の地域の民生委員との独居高齢者や認知症高齢者の情報交換をさせてもらい、身近に関わらせてもらっていて助かっています。地域資源については、先述の移送関係のこともありますが、令和4年度に向けて、地域資源の発掘について、包括支援センターで前向きに連携を重ねたいと思っています。

<川東地域包括支援センター>

コロナに関して、各利用者、独居の方や老々介護の御家庭の自宅から、Wi-Fiやインターネット環境を使えるような施策があれば変わると思います。特に川東地域は過疎化や高齢化がかなり進んで来ている中で、まず顔が見える関係を作ること、対面ができない時にはIT活用しかありません。その整備を危機感を持って進めていかないといけないと思っています。オミクロン株の蔓延は共通の課題ですが、コロナを契機に不要なものと必要なことを選別して、アフターコロナに向けて動き出す準備をしなければいけないと感じています。

<篠地域包括支援センター>

コロナ禍が長期化していることで、そろそろ私達が気づかない問題が出て来るのではないかと危惧しています。コロナ禍が短期で終わると見越して、一部業務を棚上げしてしまった傾向があります。今後、with コロナの段階となった時に、私達がどういう業務をしていけばよいのか、業務形態を見直す時期に来ていると感じています。例えば、在宅ワークの際に、アウトリーチが制限される分は仕方がないと思うのですが、情報の持ち出し等について、今までのやり方を前提にしたルールがいまだ存在しています。在宅勤務でも業務が継続できるようなルール作りや、利用者や地域住民も世代が替わるとともにICT関係のスキルも身につけていますので、流れを捉えて新しい業務の在り方を模索していければよいと思います。

<つつじヶ丘地域包括支援センター>

上半期は、中部地域包括支援センターへのケースの引継ぎをしながら、コロナ対策をして、地域との繋がりを模索しながら、感染の波が収まったところで、地域の方との懇談会や学習会を少人数ですることができました。

しかし、コロナ禍以前は盛んだったインフォーマルな活動が軒並み中止になっていますので、地域の活動に繋いでいくということが難しく、どうしても予防プランありきになってしまうことが残念なところかと思われました。地域の皆さんに健康でいていただくために、コロナ収束後を考えながら今後活動していく必要があると、センター内でも話しています。

3 協議事項

(1) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

ア 亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について（第8期令和4年度版）

・資料5について説明<事務局>

→委員、運営方針（案）について同意

イ 基幹型センターについて

・地域包括支援センターの基幹型センターに関する意見について<つつじヶ丘地域包括支援センター>

基幹型センターについてですが、複合的な困難事例について、圏域包括と連携しながら早期解決に繋げていただきたいということもありますし、虐待に関する措置や成年後見制度等、行政との調整が必要なケースについて、連携と役割分担が迅速にできるような働きをしていただければと思います。

また、複合的・重層的な課題のある事例が非常に増えていますので、庁内の障がい福祉課や地域福祉課、健康増進課等との連携調整を行っていただければ、よりスピーディーに対応できると思っています。その中で、後方支援的な体制やスーパーバイズ的な役割も担っていただくことで、各包括の職員の戦力向上に繋がるかと考えています。

体制については、基幹型センターの配置について、直営であったり委託であったりという形があるとのことですが、それによって圏域の包括が求める後方支援の形も変わってくると思いますので、方向性を考えて行く中で御協議いただければと思っています。

・資料6について説明<事務局>

・質疑応答

<委員>

具体的なイメージがわからないので、もう少し説明していただきたいです。例えば、虐待事案があったとして、どこからが基幹センターの役割になるのですか。流れをかいつまんで教えていただければありがたいです。

<事務局>

現在は、包括支援センターから亀岡市に相談票を提出いただき、虐待か判断を行って個々に対応するという形にしており、基本的な流れは変わらないかと思っています。

これまでと一番大きく違って来るだろう点は、包括支援センターからの情報に対して、市の中で横の繋がりを明確にさせていくことです。例えば権利擁護について、高齢者に関するだけでなく、世帯の中に障がいがある方や子ども、引きこもり等、様々なことが絡んできます。今までは、包括支援センターと高齢福祉課だけで対応していたのが、市の中で横の繋がりをしっかりもっていくこと、重層的支援の中核を含めて包括との繋がりを作っていくことが、基幹型センター設置の重点となるかと考えています。

<委員>

成年後見制度の中核機関が3月中に設置される予定だと思うのですが、そちらとの関係はどうなるのでしょうか。

<事務局>

事務局では、基幹型センターと併設という形で考えております。

<委員>

それが望ましいと思います。

現在は、成年後見が必要な方がいて市長申し立てをしなければいけない時、圏域の包括支援センターが財産目録作成の調査等をされていると思いますが、今後は基幹型センターが対応するという認識でよいですか。

<事務局>

財産目録の作成までされているのか把握していなかったのですが、最初のアセスメントの部分は、各センターと一緒にしていく必要があると思っています。まず圏域の包括支援センターが対応して、必要であれば、基幹型センターの対応に移るイメージです

<委員>

市としては、基幹型センターは直営と考えておられるのでしょうか。委託と考えておられるのでしょうか。

包括が要望する基幹型センターの機能についてアンケートを取られ、市が検討する基幹型センターの業務ということで書いていただいたのですが、内容は包括支援センターが確認されたうえで、お知らせいただいているのでしょうか。

<事務局>

直営か委託かについては、まだ決定しておりません。運営協議会から御意見をいただきたいと思っています。

説明資料については、事前に包括支援センターの皆さんに了解を得た上で、提示させていただいております。

<会長>

設置形態についても、意見を出していただければと思います。
亀岡市は成年後見の利用促進法の基本計画を作っているのですか。

<事務局>

基本計画については、地域福祉計画の中に位置付けた形で作成しております。

<会長>

基幹型センターかつ成年後見制度中核機関としての意味も持つと形で作っていかうとするイメージですか。

<事務局>

中核機関については、今年度中に高齢福祉課を事務局として設置します。
基幹型センターは別に設置を進めまして、市で直営する場合は、最終的には併設という形になるかと思います。

<会長>

最初から同一ではなく、相対的に独立しているが一緒にやりながら進めていかうということですね。

<委員>

中核機関を市で先に設置をしてから基幹型センターの設置ということですが、どのようなスケジュール感でしょうか。

<事務局>

成年後見の中核機関は今年度中に設置し、本格的に動くのは来年度からという形になっています。基幹型センターについては、来年度も中身を検討していき、5年度以降に設置するというスケジュール感です。

<委員>

これまでも運営協議会の中で議論をしてきましたが、それ以外に市独自で、ワークショップ等、協議の場を持って来られているのでしょうか。

<事務局>

ワークショップは今のところしておりません。基本的には、地域包括支援センター運営に

関することについては、こちらの運営協議会で御検討いただいているのと、包括支援センターの皆さんとも、こういった機能が必要なのか協議を重ねてきているところです。

<委員>

やはり全国で、センターの設置をされた好事例や工夫ができるのではないかと出てきていると思いますので、学ぶ機会があった方がよいのではないかと考えます。

<会長>

設置に向けて、実施事例の効果や課題を運営協議会でも、もう少し共有すれば良いということですね。必要だと思います。

<地域包括支援センター>

基幹型センターは、できれば直営の方がいいと、現場としては思います。委託という形になってしまうと、虐待対応においても、市役所に最終伺いを立てて決めていくという形になると思います。基幹型センターに虐待の判定等の権限を移管して、スピーディーに決めて行くのであればよいですが、構造的に民間が民間を指導するというのは、難しいと感じています。やはり行政が基幹型を直営して、私達を後方支援していただき、いざという時に対応してくださる形にさせていただかないと、連携も難しくなると思います。

成年後見制度の市町村申し立ての財産目録等は、現場の社会福祉士と市の担当職員とで作っているのですが、できれば市町村申し立ての案件についての事務を、市役所から司法書士や弁護士に委託できるシステムを検討に加えていただければありがたいと思いました。

<委員>

各包括支援センターから活動報告をされていましたが、資料4は内容的に理解しにくいです。一例ですが、川東地域包括支援センターの報告内容は見やすく、理解しやすいです。数値化された分類が比較しやすいので、事務局で、できる限り数値化できるフォーマットを提示いただいて、それをもって報告をしていただき、必要な場合はコメントをつけるというような形で、シンプルな報告をしていただければ、報告事項の分類や比較がしやすいと感じます。次回からの活動報告の在り方に関して、今一度見直しをお願いしたいです。

<会長>

確かに、表や数値がきちんと入っていないと見にくいと思います。今後、工夫いただくようをお願いしたいと思います。

基幹型センターの在り方についていかがでしょうか。

<委員>

私も、基幹型センターは直営でお願いしたいと思います。亀岡市役所内での問題点の共有についても、委託してしまうと上手くいかないと思います。委託することによって、先ほ

ど説明いただいた内容とも齟齬が出るように思います。

成年後見制度中核機関との併設の部分についても、中核機関自体は亀岡市がされるということなので、是非、基幹型は直営でお願いしたいです。

<会長>

具体的にどう動くかがまだイメージしにくい部分もあるのですが、基幹型センターが必要であるということは、運営協議会でも議論されてきたことで、その機能を果たしてもらうためには、亀岡市として直営で持ってほしいという声が多かったように思います。

重層的支援や中核機関、基幹型センターを作るというのは、福祉行政としては積極的な展開だと思えます。

基幹型センターにしても、地域包括支援センターにしても、人材確保が大きな課題です。事務局の健康福祉部長、どうですか。

<健康福祉部長>

御指摘いただきましたとおり、人材確保はこの件のみならず福祉の世界全体に広がっている大きな問題でございます。私共の人材確保も含めまして、今後も大きな課題として取り組んでいきたいと思っております。

基幹型センターにつきましても、これ一つだけを取り上げてということではなく、福祉の流れ全体を一つの方向に向けていこうとする中で進めていく取り組みであると考えております。皆様の御意見を頂戴しながら、よい形を作り上げたいと思っております。引き続き、いろいろな御意見を今後ともいただければ幸いですと考えております。

<会長>

運営協議会と事務局の意見を、市の理事者の側でも納得する方向にもっていくための方針も一つのポイントかと思えます。今やっていることを評価しつつ、中核機関の設置は大きな前進ですし、基幹型センターが必要であるという我々の意見を市の上層部に伝えるには、どうすればよいのか考えていたのですが、高齢福祉課長は意見がありますか。

<高齢福祉課長>

福祉行政というのは、亀岡市だけではなくて、国全体の中において、お金という部分だけで見ると、大きく見えてしまいます。しかし、福祉を充実させないと安心して働くことができないというのは、御承知のとおりだと思います。基本的な部分を支えることが、この国全体を支えていくことになるというメッセージ性をどう出していくのが大切だと思います。お金がかかる分野だからこそ、子供から高齢者まで支えられている側が安心できるという仕組み作りを見せていき、福祉も充実していくという流れを作っていないといけないと思います。今年度に関しては、社会福祉士の受験者数が減少しました。福祉に対して、皆さんの関心がどんどん下がってきているというところもあります。理事者も含め、体制全体の考え方を変えていかないと、変化しないと思います。

<会長>

最後は、財政的に税収増に繋がるという話の持って行き方をしないといけないということですね。

権利擁護もですが、日常生活の自立支援事業は高齢福祉課ではないかもしれませんが、行政で考えておられる課題等ありますか。

<事務局>

管轄は社会福祉協議会です。希望者の待ちを大分減らしていただいていると伺っています。

<会長>

「権利擁護」とは、本来広い意味で使い方が定まっていないところもありますので、聞いてみました。

基幹型センターが重要だということと、単純に地域包括支援センターの基幹というだけではなく、資料6スライド11の図のように、成年後見中核機関、重層的支援と並んで、全体的に安心して暮らせる仕組みを作るために必要という話になると思います。

事務局としては、今回の意見を踏まえて進めるということですか。

<事務局>

方向性としては、市の直営が望ましいという御意見と思います。どのような設置が望ましいのかということについて、他市の状況も含めて整理をした上でお示しし、さらに深めた協議をさせていただきたいと思います。

<委員>

基幹型センターを作るということで、これからチーム亀岡として福祉を考えるというのは、本当に大事だと思います。一方で、介護予防の面で、市民の啓発を押し進めていかないと、財政がひっ迫してしまいます。その辺りも考えた上で、亀岡が暮らしやすい町になるよう、いろいろなシステムを盛り上げて、チーム亀岡で福祉を考えるということが大事かと思っています。

<会長>

全体的なビジョンが必要だということですね。

以上、御意見がなければ事務局にお返ししたいと思います。

<事務局>

最後に、皆様に御案内申し上げます。令和4年度が両委員会の委員改正の年になっております。各団体様におかれましては、今後も御推薦をお願いさせていただくこともあろうかと思っておりますし、現委員の皆様にも再任をお願いする場合もあるかと思っております。こちらに関しては、今後御協議をさせていただきますので、御協力いただきますようお願い致します。

次回の会議は、今年度と同じく9月頃の開催を予定しております。
会長、委員の皆様にご協力を頂きまして本日の議事を全て終了することができました。
いただいた御意見に関しては、今後に反映させていただきたいと思っております。
長時間にわたり、貴重な御審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

(16:00閉会)